

令和3年度第22回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和4年2月28日
 担当部・課：復興政策部地域振興課〔内線4242〕

① 件名
結婚支援等事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少など、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼしている。 こうした背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている状況があり、これら課題の解決に向け、若い世代が結婚や子どもについての希望を実現できる社会をつくり、将来にわたる展望を描けるような環境の整備が求められている。</p> <p>【目的】 少子高齢化・人口減少対策が大きな課題となっている中で、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を促進するため、結婚を希望する独身者及び新婚世帯への支援を拡充し、未婚・晩婚化の抑制を図るとともに、本市への移住・定住者の増加を促進するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第2節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進 1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る 第4編 地方創生の取組 第1章 人口戦略の推進 対応方針3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる 施策1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和3年10月 総合計画実施計画裁定（令和4年度～令和6年度） 令和4年 2月 市議会第1回定例会に当初予算案を提案</p>
⑤ 主な内容
<p>1 結婚等支援事業補助金（イベント等実施団体への補助） (1) 婚活事業 独身男女を対象とした婚活イベントに加え、事前セミナー及びフォローアップ等を実施し、結婚につなげる機会を提供する事業 300千円×1団体＝300千円 (2) 恋活事業 独身男女の出会いの機会を提供する事業 150千円×2団体＝300千円</p> <p>2 みやぎ結婚支援センター利用促進補助金 令和3年9月1日から宮城県が開設した「みやぎ結婚支援センター」が実施するAIを活用したマッチングシステムへの登録料11,000円の半額を補助するもの。 5,500円×100人＝550千円</p>

3 結婚新生活支援事業補助金
 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住宅取得費用、引越費用等の一部）を補助
 [補助要件]
 ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が400万円未満
 （世帯年収約540万円未満に相当）の新規に婚姻した世帯

[対象経費]
 ・婚姻に伴う以下の費用
 住宅取得費用（住宅ローンの残金含む）
 住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費等）
 引越費用（引越業者又は運送業者への支払った引越費用）
 リフォーム費用

[補助上限額]
 ・1世帯当たり30万円。ただし、夫婦共に29歳以下の場合は60万円。

[予算額]
 600千円×50件＝30,000千円
 300千円×50件＝15,000千円

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

未婚・晩婚化の抑制及び移住・定住の促進が図られる。

【市財政への負担】

事業費 46,150千円

（財源）

地域少子化対策重点推進交付金（県補助金：補助率2/3） 30,000千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

令和4年度から宮城県が「新婚生活支援事業・県主導型コース（内閣府補助）」に取り組むこととなり、県内市町村では、石巻市のほか、気仙沼市、東松島市、登米市、加美町、角田市の計6市町が連携実施予定（ほか4市町が検討中）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年3月 みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱制定（令和4年4月1日施行）
 結婚新生活支援事業補助金交付要綱制定（令和4年4月1日施行）
 4月 募集開始

⑨ その他